

昭和五十四年八月三十日提出
質 問 第 三 号

ガソリンスタンドの日曜日等の休業法制化に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年八月三十日

提出者 加 地 和

衆議院議長 灘 尾 弘 吉 殿

ガソリンスタンドの日曜日等の休業法制化に関する質問主意書

石油節約のためガソリンスタンドはほとんど日曜日には休業になっております。ところが日曜日に開業し、多くの客を吸引し且つ、平日よりも高値でガソリンを売っているガソリンスタンドもあります。については次の事項について回答を願いたい。

一 日曜日にガソリンスタンドを業界全般の方針にもかかわらず、休業しないガソリンスタンド経営者に対して、強制的に休業させる方法は無いのか。

二 強制的に休業させ得ないとすれば、新しく法律を作つて日曜日の休業をすべてのガソリンスタンド業者に義務づける考えはないのか。(但し、緊急に日曜日にガソリンを必要とする人のために、業界の申合わせにより輪番制で十軒のガソリンスタンドのうち一つは日曜日でも開業する等、社会の実情に応じた運用はできるようにしておく。)

三 日曜日を休業という制度にすれば、日曜出勤のための人件費も軽減され、ガソリンスタンド経営者の経費負担を軽くさせるという利点もあるのではないか。

四 業界全般が足並を揃え、省エネルギーという国家目的のために日曜日の休業をしているのもかかわらず、日曜日にガソリンスタンドを開き、平日よりも高値にガソリンを売るのは、極めて悪質な商法と思うが、現行法ではこのような悪質な商法を取り締まることができないのか。

五 日曜日にガソリンスタンドを休業することによつて、どの程度省エネルギーの効果が挙げられているか。

右質問する。